

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公開番号】特開2015-176713(P2015-176713A)

【公開日】平成27年10月5日(2015.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-062

【出願番号】特願2014-51577(P2014-51577)

【国際特許分類】

F 2 1 V	19/00	(2006.01)
F 2 1 S	2/00	(2016.01)
H 0 1 L	33/62	(2010.01)
H 0 5 K	1/18	(2006.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 V	19/00	1 5 0
F 2 1 V	19/00	1 7 0
F 2 1 S	2/00	1 0 0
H 0 1 L	33/00	4 4 0
H 0 5 K	1/18	K
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月27日(2017.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発光装置の第1電極及び第2電極が実装基板の第1配線及び第2配線にそれぞれ接合材料を介して対向するよう接合される照明装置であって、

前記実装基板の第1配線と前記発光装置の第1電極との少なくとも一部が平面視において重なる場合に、前記発光装置の向きにかかわらず、前記実装基板の第2配線と前記発光装置の第2電極との少なくとも一部が平面視において重なり、

前記発光装置の第2電極は前記発光装置の第1電極の形状に応じて定められる点を回転中心とした場合に回転対称となる形状を有していることを特徴とする照明装置。

【請求項2】

前記実装基板の第2配線は前記発光装置の第2電極に対応する形状を有していることを特徴とする請求項1に記載の照明装置。

【請求項3】

前記発光装置の第1電極は回転対称となる形状を有しており、

前記実装基板の第1配線は前記発光装置の第1電極に対応する形状を有していることを特徴とする請求項1または2に記載の照明装置。

【請求項4】

前記実装基板の第2配線は前記発光装置の第2電極に対応する形状から一部が切り欠かれた形状を有し、

前記実装基板の第1配線は前記発光装置の第1電極に対応する形状の本体部と前記本体部から延在して前記切り欠かれている領域を通る付属部とを有し、

前記実装基板の第2配線が切り欠かれている領域において前記実装基板の第1配線の付属部が絶縁部材に覆われている、

ことを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の照明装置。

【請求項5】

前記接合材料はリフローによりセルファライメント効果を生じさせる部材であることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の照明装置。

【請求項6】

前記発光装置の第2電極は互いに交差する2方向に沿った2辺を有しており、

前記実装基板の第2配線は前記発光装置の第2電極に対応する形状を有していることを特徴とする請求項5に記載の照明装置。

【請求項7】

前記発光装置の第2電極は幅が不均一であり、

前記実装基板の第2配線は前記発光装置の第2電極に対応する形状を有していることを特徴とする請求項5に記載の照明装置。

【請求項8】

前記発光装置は、前記発光装置の実装面に対して垂直な軸を回転軸として-90°又は90°回転させた場合において、回転の前後における配光特性が等しくなることを特徴とする請求項1から7のいずれか1項に記載の照明装置。